

新成人の皆さん おめでとうございます! ～20歳からスタート 国民年金～

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人は、国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は老後の保障（老齢基礎年金）だけでなく、万が一病気やけが等で障がいが残ったとき（障害基礎年金）や、一家の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）などに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出や納め忘れがある場合は、それらの年金が受けられないこともあります。

○ 加入の手続き

20歳の誕生日の前月または当月上旬に、日本年金機構から**国民年金被保険者資格取得届書**が送付されますので、必要事項を記入の上、**役場保健福祉課、問寒別出張所**または年金事務所へ提出してください。

なお、20歳になる前に就職し、厚生年金や共済組合に加入している方は、手続き不要です。

また、20歳になった時点で、厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者がいて、その方に扶養されている場合の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行われますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください。

○ 保険料の納付

保険料は、自宅に郵送される納付書や口座振替などで納めます。平成30年度の保険料は、月額16,340円です。学生の方や、収入が少なく保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や納付猶予（50歳未満）など保険料の支払いが猶予される制度がありますので、学生証や雇用保険の離職票等をお持ちの上、役場保健福祉課、問寒別出張所または年金事務所で申請してください。

☆ 学生納付特例制度

冒頭で述べているとおり、20歳になった時から保険料の納付が義務付けられていますが、学生の方は一般的に所得が少ないため、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。本人の所得が一定額以下の場合に対象となり、ご家族の方の所得は問いません。

☆ 納付猶予制度

20歳から50歳未満の学生ではない方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、**年金額には反映されません。**

※受け取る年金額を増やしたい方については、納付猶予が承認された月から10年間に限り、猶予された分を後から納付することができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納める場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わりますので、経済的に余裕がある場合は猶予制度を利用せず、保険料を納付する方がおトクです。

○ 年金手帳は大切に保管しましょう

年金手帳は、加入手続きの後、自宅に郵送されます。

年金手帳は、就職したときや年金を請求するときに使用しますので、大切に保管してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166） 告知端末機：5-8813